高知県児童相談所規則の一部改正について

１　趣旨

　（１）児童福祉法第12条の３第７項の規定により、高知県が設置する児童相談所に置く児童心理司の数を定めることに伴う改正。

（２）児童福祉法施行令第３条の改正により、高知県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の配置基準が変更されたことに伴う改正。

（３）上記（２）の改正に伴い、児童福祉法第13条第７項の規定による指導教育担当児童福祉司の数が変更されることに伴う改正。

２　内容

　　　高知県児童相談所規則（昭和27年高知県規則第13号）の一部を次のように改正する。

1. 児童福祉法第12条の３第７項の規定による児童心理司の数は、次表に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 児童心理司 |
| 中央児童相談所 | 11人以上 |
| 幡多児童相談所 | ２人以上 |

1. 児童福祉法第13条第２項及び第７項の規定による児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司の数は、次表に定めるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 児童福祉司 | 指導教育担当児童福祉司 |
| 中央児童相談所 | 24人以上 | 4人以上 |
| 幡多児童相談所 | 5人以上 | 1人以上 |

　　③　その他所要の改正

３　施行日

　　　この規則は公布の日から施行する。